

令和6年10月18日

事務連絡

畜産 JGAP 及び農場 HACCP 認証農場 各位

(今後、認証取得を目指す農場も含む)

中央畜産会衛生指導部

令和6年度日本国際博覧会の食材調達コードを満たす畜産物 供給対策事業にかかる審査費用の負担軽減について

中央畜産会では、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の食材調達コードを満たす高品質な畜産物の提供を支援する「日本国際博覧会の食材調達コードを満たす畜産物供給対策事業」を実施することとしています。

具体的には、令和6年度に食材提供を促進するための「畜産 GAP 認証」等（「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証指定※」も含む）に関する広報コンテンツの制作、マッチング商談会・説明会の開催とともに、万博への食材提供の意向のある農場に対する審査費用の負担軽減等の支援を行うこととしています。

この中で、認証農場の方に関係する具体的な審査費用の負担軽減に関する補助については、別記のとおり取り扱うこととしていますので、ご確認の上、補助を希望する場合には、認証機関（中央畜産会、エス・エム・シー）に相談の上、申請の手続き等していただきたくお願いします。

※ 農場 HACCP 認証農場を対象に、SDGs に関する取り組み（労働安全、環境管理、アニマルウェルフェア、人権尊重）を行っていることを確認し、中央畜産会が指定・公表する指定制度。令和6年11月から運用予定。

記

1. 補助対象とする審査

令和6年10月9日から令和7年2月末の間に実施する次の審査等とする。

- ・畜産 GAP 認証に係る初回審査、維持審査及び更新審査
- ・農場 HACCP 認証に係る初回審査、維持審査及び更新審査
- ・持続可能性配慮の農場 HACCP 認証指定

2. 補助対象要件

- ・大阪・関西万博に GAP 等認証畜産物を供給する意向を有する農場とする。
- ・農場 HACCP 認証審査を補助対象にするためには、畜産 GAP の差分審査、持続可能性配慮の農場 HACCP 認証指定を受けることを必須とする。

3. 補助対象とする経費及び補助割合

- ・審査費用（審査料及び審査員旅費）の1/2以内（100円未満切り捨て）

4. 必要な手続き

審査費用の補助に関する申請書（別記様式）の提出

（大阪・関西万博に GAP 等認証畜産物を供給する意向書（別紙）を添付）

5. 審査費用（審査料・審査員旅費）の支払と補助金の確定方法等

（1）中央畜産会の審査の場合

従来のおり、現地審査の前に審査料を納入することとし、補助金額は、現地審査の後に納入する旅費との合計額の1/2以内の額とし、精算する。

（全体の審査費用より既支払額及び補助金額の合計が上回る場合は、差額を返金する。）

（2）エス・エム・シー株式会社の審査の場合

現地審査の後に、審査料と旅費の合計額を算定した上で、補助金額は合計額の1/2以内の額とし、合計額の1/2以上を納入する。

※ 補助については、予算の範囲内で実施する。

(別記様式1)

令和6年度日本国際博覧会の食材の調達コードを満たす畜産物供給対策事業の補助申請について

令和6年 月 日

公益社団法人 中央畜産会

会長 森山 裕 殿

又は

エス・エム・シー株式会社

代表取締役 村田 知 殿

令和6年度日本国際博覧会の食材の調達コードを満たす畜産物供給対策事業について、別紙のとおり、大阪・関西万博に認証畜産物を供給する意向を持っており、認証取得支援の補助対象として申請いたします。

所在地

農場名(会社名)

代表者の役職及び氏名

印

連絡先

【補助金との精算金があった場合の振込先】

- ・金融機関名：
- ・預金種目：
- ・口座番号：
- ・口座名義人(カタカナ)：

(別紙)

大阪・関西万博に GAP 等認証畜産物を供給する意向について

令和6年 月 日

認証取得支援を希望する者として、大阪・関西万博の食材として、以下に示すとおり、JGAP 畜産等認証畜産物を供給する意向を持っています。

(1) 認証の内容

- ・ 認証名の種類：(記入例：JGAP 畜産、持続可能性配慮の農場 HACCP 認証)
- ・ 認証番号：
- ・ 認証取得農場名：

(2) 供給予定の畜産物の品目 (記入例：生乳、牛肉、豚肉、鶏卵、鶏肉、加工品 (チーズ、ヨーグルト、ハム、ソーセージ等))

(3) 供給予定時期及び数量 (予定が決まっていない場合は供給可能な時期、数量で可)

(4) 万博食材提供予定業者 (※具体的な業者が確定している場合)

会社名：

住所：

代表者氏名：

【申請者】

農場名 (会社名)：

住所：

役職及び氏名※：

印

連絡先：

.....
【農場の意向に関する確認者】

注：(4) の食材提供予定業者が確定していない場合に必要、確認者としては公的機関等 (都道府県、市町村、農協、畜産会、農場の取引会社等の第三者機関)

機関名：

住所：

役職及び氏名※：

印

※署名の場合は押印不要